

令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業委託業務
プロポーザル審査要領

茅野市では、「令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業委託業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づく審査について、本要領を定める。

1 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業委託業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の会議は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

2 審査会の構成

審査委員は次に掲げる者とし、会長は産業経済部長があたる。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、農林課長がその職務を代行する。

| No. | 役職 | 職名 |
|-----|----|--------|
| 1 | 会長 | 産業経済部長 |
| 2 | 委員 | 農林課長 |
| 3 | 委員 | 農林課 |
| 4 | 委員 | 農林課 |
| 5 | 委員 | 商工課 |
| 6 | 委員 | 地域創生課 |

3 審査方法

- (1) 審査対象 提案書類
- (2) 審査基準 別表のとおり
- (3) 採点方法

審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。

- (4) 提案者の特定

審査会評価点の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点と同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長が決するところによる。